

質問回答書  
 ((仮称)江東区新庁舎建設基本計画策定支援業務委託その1  
 プロポーザル)

番号	資料名	頁	質問内容	回答内容	質問回答日
1	プロポーザル実施要領 2. 業務概要	1	(5) 令和8年度以降の取扱いで、基本計画策定作業については別途業者選定を予定している、とありますが、今回の基本計画策定支援業務委託その1の受託者は、令和8年度以降の以降の公募について参加する事は可能で、また審査の段階等で不利な扱いを受けるという事はないと考えて宜しいでしょうか？	記載のとおり、令和8年度以降の業務については別途選定を行う予定です。今回の業務受託者が令和8年度以降の公募に参加することは制限しない予定です。	令和7年7月11日
2	プロポーザル実施要領 3. 参加者の資格要件等	2	プロポーザル実施要領 3.参加者の資格要件等 (6)2013年4月1日以降に庁舎整備に係る基本構想または基本計画策定に関する業務を元請けとして受託した実績を有することについて、契約年月日が2013年4月1日より前でも、契約期間の完了が2013年4月1日以降ならば要件を満たすと考えて宜しいでしょうか？	平成25年度（2013年4月1日）以降に受託したものに限りです。2013年4月より以前に受託した実績については、契約期間の完了が2013年4月1日以降であっても（6）の実績には該当しません。	令和7年7月11日
3	プロポーザル実施要領 3. 参加者の資格要件等	2	本プロポーザルの参加条件として、プロポーザル実施要領 3.参加者の資格要件等をすべて満たす者が、共同企業体として参加することは可能でしょうか。その場合、結成条件等ございましたら、ご教授ください。	本委託業務は、JVでの参加を認めません。 なお、実施要領「11.その他」(8)に記載の通り、区への申請は必要となりますが、業務の一部を第三者へ再委託することは可能です。	令和7年7月11日